

公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定書

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道建設技術センター理事長（以下「乙」という。）は、公共土木施設災害復旧事業の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、降雨、地震等による災害の被災地において、乙が公共土木施設災害復旧事業の支援を行うに当たり、必要な事項等を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 この協定により、乙が行う支援内容は次のとおりとする。

- （1）降雨、地震等による災害の被災地に災害復旧に関するアドバイザーを派遣して、甲または市町村の職員（以下「甲の職員等」という。）が行う公共土木施設等の被災状況の調査の補助や公共土木施設の災害復旧工法に関して、甲の職員等に対して技術的助言を行うこと
- （2）その他この協定の趣旨に照らし必要と認める支援

（支援要請の方法）

第3条 甲は、前条の支援を必要とするときは、乙に対して、必要人員、活動地域等を明らかにした書面により要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出することができる。

2 甲は、道内市町村から前条の支援を必要とする旨の申し出があったときは、第1項の規定を準用して、乙に要請することができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、速やかに災害に関するアドバイザーの同意を得て派遣を行うものとする。なお、本協定に基づく支援活動中の事故等に備え、乙はあらかじめ派遣する災害に関するアドバイザーに対する「傷害保険」に加入するものとする。

（経費の負担）

第5条 本協定に基づく災害に関するアドバイザーの派遣に必要な交通費及び宿泊費並びに前条に定める保険料は、乙が定める基準により乙が支出することとするが、その負担については、甲と乙が別途協議して決定する。

（他の協定等との関係）

第6条 この協定は、甲が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 9月 7日

甲 北海道
建設部長

名取 哲哉

乙 一般財団法人
北海道建設技術センター理事長

武田 裕二